

## 次世代育成支援計画（個別事業部分）進捗管理の方法について

### 評価

計画を超えて進捗	A（「達成」）
ほぼ計画どおり進捗	B（「半数以上達成」）
50%未満の進捗	C（「未達成」）
計画完了・事業終了	D
事業内容を見直した	E

### 進捗管理の評価基準

（参考）策定当時の文言の定義

「継続」…事業内容や事業規模に大きく変化がない（現況と同水準で進めていく）場合

「推進」…行政計画掲載予定事業で率を上げていくもの、行政計画未掲載事業で実施回数等を増やしていきたい、内容を充実させたいが、予算の拘束を受ける（可能性はある）ため数値が出せない場合

「実施」…計画策定時点（平成26年度時点）で事業が実施されていない場合

### 評価基準

「31年度に向けての方向性」が数値目標であるもの

数値目標と比べて、達成率が100%以上の場合・・・A

数値目標と比べて、達成率が50%～99%の場合・・・B

数値目標と比べて、達成率が50%未満の場合・・・C

保育施設等の整備については、1か所でも目標の整備数を超過している場合  
・・・A

「31年度に向けての方向性」が文言表記であり、「26年度現況」が数値の場合

26年度現況と比べて、達成率が100%以上の場合・・・A

26年度現況と比べて、達成率が50%～99%の場合・・・B

26年度現況と比べて、達成率が50%未満の場合・・・C

「31年度に向けての方向性」、「26年度現況」が共に文言表記である場合  
事業内容の達成状況を鑑みて下記のとおり進捗を判断。

26年度現況と比較し、計画を超えて進捗している場合・・・A

ほぼ計画どおり進捗・・・B

事業に遅れが生じている・・・C

「31年度に向けての方向性」の記載内容に関わらず、行政計画等の別途計画等で段階的に数値目標を目指しており、計画的に実施されているもの

・・・各年度の目標に応じて の基準で評価